

平成30年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会第2部会摘録

日 時：平成30年11月9日（金）午前10時～午前11時20分

場 所：子ども若者はぐくみ局会議室

出席者：大東委員，井上委員，有田委員

事務局：辻野監査担当部長，岡監査指導係長，辻，植田（はぐくみ創造推進室）

事業所管課：羽田担当課長，芝課長補佐，高橋青少年育成係長，上田（育成推進課）
奥井児童支援係長，野村貧困家庭の子ども対策係長（子ども家庭支援課）

議事：指定管理者募集要項について（既存施設）

・京都市青少年活動センター

（○は委員発言）

辻野部長 ただ今から，京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会第2部会を開催いたします。

委員の皆様方には，御多忙中にも関わらず，御出席いただき，ありがとうございます。

なお，本日の委員会につきましては，公開での審議とし，事前に広報発表させていただいております。

さて，本日，委員の皆様方に御審議いただきます議事は，議題：指定管理者募集要項について，でございます。

なお，本日の委員会につきましては，公開での審議とし，事前に広報発表させていただいております。

それでは，まず，会議の成立についてでございます。

京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項により，「部会は，これを構成する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されておりますが，本日，4名中3名の委員に出席いただいておりますので，会議が成立することを御報告致します。

また，同設置要綱第6条第4項の規定に基づきまして，部会に属する委員の皆様方の互選によって部会長を選出させていただく必要がございます。

いかが致しましょうか。

もし御意見がないようでしたら，大東委員に部会長に御就任^{おおつか}いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員全員 異議なし。

辻野部長 御異議がないようでございますので，大東委員に部会長に就任いただくことを，ここに確認致します。

それでは，これからの議事進行は大東部会長にお願いしたいと存じます。部会長よろしくお願致します。

大東部会長　それでは、議事に入らせていただきます。
本日は、議題「指定管理者募集要項について」審議いたします。
対象施設は事務局からも説明がありました青少年活動センター7施設です。
限られた時間の中ではございますが、忌憚ない御意見をいただければと思います。
それでは、事務局から説明をお願いします。

岡　係　長　募集要項の説明に入る前に、京都市青少年活動センター条例の改正について、公募する青少年活動センターの所管課である育成推進課から説明させていただきます。

羽　田　課　長　（案件説明）

岡　係　長　それでは、席上に配布しております「平成30年度 京都市青少年活動センター指定管理者募集要項」に基づき、説明いたします。
説明に当たっては、事務局から募集要項の審査項目の概要について、説明させていただき、その後、今回、育成推進課から、施設、業務の概要及び運営に係る基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等について、説明させていただきます。
（案件説明）

羽　田　課　長　（案件説明）

大東部会長　それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○　先ほどご説明いただいた募集要項14ページの事業に関する業務基準の（15）から（17）の事業が、今回新たに追加した事業ということですが、以前は、市から個別で別途依頼されていたのですか？

羽　田　課　長　はい。そうです。

○　では、その対価として5,500万円の指定管理料を増額したということですが、それ以前は、補助金又は助成金での収入を対価に事業を行われていたのですか？

羽田課長 これまでから委託事業として行なっておりました。

- 委託事業として、それがこの中にも組み込まれたということですね。金額は変わっていませんか？

羽田課長 はい、具体的には実施箇所数に伴って、多少、変動はありますが、基本的には変わっていません。

- 次年度において、消費税が増額し、税率が変わってくるという話になっていますが、その辺の対応は募集要項に盛り込まれていますか。

高橋係長 現在については、税率を8%にさせていただいています。来年度、年度の途中で増税の予定となっておりますので、それに対応して必要であれば増額していく予定としています。

- 増税には対応していくということですね。ありがとうございます。

- 今回から京都市中京青少年活動センターが中央青少年活動センター、他の6つが分館ということですが、これまでと変わった機能であるとか、中央を改めて定めることによって、中央だけの機能という様なものはありますか？

羽田課長 はい、中京青少年活動センターにつきましては、平成18年度に京都若者サポートステーションとして、ニートなどの就労支援をしておりますし、また22年度から子ども・若者総合相談窓口として、全市から相談を受けています。中京青少年活動センターは元々、中央機能を有していたため、今回、実態に合わせて、条例を変更しました。

- 役職等そういう内部組織での変更はないということですか。元々、そういう機能にはなっていたということなので、職員の役職等の変動は特になく、そのまま移行するということでしょうか。

羽田課長 はい、特にそういった変更はないです。

- 申請団体が、指定管理を受けたということを前提に、組織運営を行っていくことも含めて考えるということですよ。例えば、

分館になったということであれば、そこも含めて申請団体が人員配置を検討されるということである等、その分館機能の分担についても、今回の事業計画などにも盛り込まれて、それも審査の対象になるということでしょうか。

羽田課長 はい、この条例の趣旨は中京青少年活動センターを「中央」に位置付けて、分館で実施している事業等をと連携して、実施していきたいと思っていますので、それを運営者側が最大限に発揮するために必要な職員配置をしていくことで考えております。

- 実際の審査にあたって、応募団体から色々書類が来るっていうことですが、これまでからどういう連携がされていたのかという現状がわかる資料をいただくことは可能でしょうか？今回の応募資料以外のところで。

岡係長 はい、必要ということであれば、別途、お渡しします。

- こちらの方で調べることもなにかもしいないですが、事前に頂いているとそれに照らし合わせて、審査できるのではと思います。

岡係長 委員が仰っているのは、中央の部分と分館の部分との連携についてでしょうか。

- はい、これまでこの7館がどういう形で連携を取ってきたのかという資料等がありましたら、何か頂ければと思います。

高橋係長 それでは、資料を提出させて頂きたいと思います。現在、青少年活動センターは、居場所機能、育成機能、相談機能という大きな三つの機能をどのセンターも持っています。また、各センターにテーマを設けていて、設備によって若干違いもございますが、7館で全市を一体的に見ていくこととしておりますので、そのあたりが分かるものを改めて提出させて頂きたいと思います。

- 先程、拝見させて頂いたパンフレットの方にも、そうした案は、地域ごとの特色を書かれています。ただ実態としてそれがどのような形で運営されてきたのか、或いは、今回、中央と分館になるということで、その7館の相互の連携がどうであったのかという様な事について、あらかじめ資料を頂ければ有り難いと思います。

辻野部長 それはまた事前にこちらから用意させていただいて、提出させていただきます。

○ よろしくお願ひします。

岡係長 募集要項にその連携についての考え方なりを盛り込むかどうかという部分です。これまでの実績について、募集要項の中に今後、その連携部分についてどう取り組んでいくのかという様なことをどこかに盛り込んで頂く、或いは様式の最後に自由記載欄もごさいますし、この辺りに書いて頂くという方法もあるのかなと。

○ これは審査項目の2つ目の組織連携の項目とはまた違ひますか。

岡係長 はい、組織内連携の部分で、本部とそれから実際その事業所との連携について、記載する様なことを想定してますが、今回、青少年活動センターの特徴である、中央と分館の部分について、どのように連携していくのかという辺りを審査基準欄に補記する形で記入してはどうかと。

○ 事業費を支払う以上、効率的な運用をしていくことを考えて頂くことになるかと思ひます。体制が変わったのであれば、もう少しそれぞれの連携についてどう考えているのかという様な所を書いて頂いた方がいいと思ひます。

○ 人為的な連携ってことですからね。

○ はい。そうですね。

○ そういった観点からすると、現状をどのように考えられているのかという所に関しての記載というのはどちらにしましょうか。京都市の青少年の支援に対して、この現状をその団体がどの様に見ているのかという部分に関しては、要するにそこにこのような課題があるから、指定管理を受けることによって、こういう様な事業を展開しますという形になるかと思ひますが、そもそも「何が課題だと思っているのか」という部分はどこかに書かれていますか。

高橋係長 連携については、この要項上には明記されていません。子ども

若者はぐくみ局を新設したことにより、これまで、それぞれの局でやっていた部分が今は同じ局になって子どもから、青少年まで切れ目ない支援を一緒になってやっています。今後、それによって様々な影響が生まれてきますし、相乗効果もあると思いますが、今はその途中段階だということです。これまでであれば、異なる担当課からの委託事業を、同じセンターを使って様々な事業をしていました。今はこれを沢山組み合わせることでさらなる連携が出来るという利点があるのかなと思っています。今、課題を明確にしてそれに対しての課題を提案していただくというのも一つの方法ですが、それらを含めて応募者から提案・記載いただければと考えています。また、中央と分館の連携については実際にハード面でセンターを使っている中でどのような連携ができるか提案を頂けたらと思っているところです。

- 運営がスムーズにいくかどうかに関しては、この審査基準の中で評価は出来るかと思います。ただ、その課題を解決できるのかどうか、或いは、団体が課題をどう見ている、それをどのようにして解決するのかという部分に関しては少し分かりにくいです。

辻野部長 現在、京都市ユースサービス協会が運営していますが、協会も手を挙げられるとして、その中での課題をどのように捉えて、今後、募集の時にどうクリアしていくかとういことが書けるような場所があるべきではないかということですよね。

- そうです。その部分の所を最後の PR のところに書いていただいてもいいですが、是非とも、指定管理を受ける以上、青少年支援をどう考えているのかというところも評価の基準には成り得るのではないかなと思います。
- 現状維持というよりは前向きな考えを示していただければいいかなと思います。

辻野部長 例えば様式 36 の団体の PR のところに、課題に対する考え方や課題に対する対処の形を書くことは出来ると思いますが、現在の指定管理を受けている団体が書くのかどうか、新たに他所から申請団体が出てきた時にその部分をどう書いて頂くのか、というのは少し工夫がいるかと思っています。

岡係長 各団体が考える課題について、認識をしているでしょうから、それを京都市は、申請団体の考える課題というのを踏まえてどう

解決していくのかというのを書いて頂くというイメージで、最後の様式36にするか、冒頭の様式1とかその辺りの方に実績を書いて頂くかについては、こちらでまた様式を案として再提出させて頂いて、それで最終確認という形でどうでしょうか。

岡 係 長 あと、先ほど委員の方から提案がありました連携の部分の基準については、10ページの審査基準の2番に、組織内連携の項目がございます。こちらの係数を1にしております。より重くするという事も可能ですが、その辺りはいかがでしょうか。

辻 野 部 長 こちらの係数につきましては審査指針の中で、各審査項目の重要度に応じて係数1から3という形で、基本的に施設所管課が、仮につけておりますが、委員のご意見を踏まえまして、係数については、当然変更させて頂くものでございます。今のお話をお伺いしている時に、確かに仰るとおり、組織内連携というのは今後非常に重要な部分でもあるかなというところで、現状のまま係数1でいくのか、2もしくは最大の3でいくのか、その辺も汲んで頂ければ有り難いと思います。

○ 係数は公開資料ですか？

岡 係 長 はい。公開です。

○ 確かに今回改正されたという所も有りまして、より連携を推進していくという様なところで言うと、係数を上げておくというの必要なことではないかと思えます。では、2なのか、3なのかという所ですが。

羽 田 課 長 はい、仰っていただいた様に、条例の改正の趣旨はしっかりと7館が連携して、一体的かつ効果的な政策とありますが、ユースサービス協会以外の団体が、仮に応募された時に、組織内連携について、現在の連携は図れているのかという旨のことで書かれてくると、少し趣旨が違うと思えます。

○ 確かに、この様式2は、今どうなのかということを書く所なので、これからどうするのかということを書いて欲しいところですよ。様式13からのところで何かそういうものが反映されるようなところがあった方がいいと思えます。

○ 連携の計画ですよ。

- はい、例えば審査項目を増やすとかですね。そのようなことも考えて、今回、京都市としてはそこを条例の改正があったので少し重点的に見ていきたいですというような形にするというのも一つの案だと思います。

岡 係 長 審査項目自体を増やすということは、局の審査指針そのものを変えないといけないということになってきます。そうなりますとまた指定管理審査者選定委員会に諮る等の手続きが発生して参りますので、今ある方向を掴みながらそういった実績の部分と今後の計画部分でどのように組織内連携を考えていくのか、計画していくのかという辺りを盛り込みながら準備することを考えてみます。

- この様式集が付いていますよね。そのの上にある文言って言うのは変更可能なんですか？

辻 はい、様式2「組織内連携」の中身を変更することが出来るので、そちらに現状と今後についてのやり方を記載するように変更するのはどうでしょうか。

- はい。

羽 田 課 長 審査項目13の中に、「子ども・若者支援に係る本市重点施策や新たな法律・条例等、昨今の情勢に即した対応についても記載してください」ということを具体的に書いていますので、様式に条例改正に伴うことも記載いただけるのかなと思います。

- よろしいですか？様式16の事業計画にも同様のことが書かれているので、7館の連携体制ということも盛り込む旨のことを書くことは出来ないですか？それが計画になるので、PDCAを回すためには計画がしっかり書いてあることと、ではどのようにしていくのかということが出てくると思いますので、書類審査する際には、「ここにはこう書いてありますが、では、一体どのような事業展開をしていくか」ということを問うことができると思います。

岡 係 長 はい、様式16「事業計画」の欄に必須記載事項として中央と分館との連携についてであるとか、考え方についても記載して頂く様式に変更して、事業全体計画も記載して頂くような感じにすれば問題ないでしょうか。

- 逆に言えば、あまり連携がこれまで見えなかったのは、それを書いていなかったからではないのかという様に少し思いました。

辻野部長 では、その事業計画のところに今の趣旨を反映させて、委員にお送りさせて頂いて、確認を取りまして、承諾して頂ければ、それを募集要項にします。それと先ほどの項目2組織連携の係数の関係では1となっておりましたが、委員からのご意見を伺っていると1では少し低いかと我々事務局も思っておりまして、所管課としてはどうですか。3までいくものかどうか、2でよろしいですか。

高橋係長 2でどうでしょうか。

辻野部長 では、2の組織内連携の係数を1から2に変えさせて頂きたいと思えます。

大束委員 その他にはございますでしょうか。

- 各施設ですけれども、災害時の避難の受け入れ等の施設としての機能は担っていますよね？計画の中ではあまり記載がありません。

高橋係長 明確に書いていませんが、7箇所の内、単館（併設でない）の山科青少年活動センターが、直接の避難所というよりも災害があった時のボランティアセンターの位置づけになっておりまして、災害時には区役所や社会福祉協議会と連携してボランティアセンターとして機能する形になっております。

- 今年は災害が多い年でしたし、今後、公的な施設については災害時の対応がより求められると思います。館内の利用者に対する緊急時の対応を記載する様式となっておりますが、広く一般の人への対応も記載していただくようにしてはどうかと思います。

高橋係長 募集要項85ページの様式35で災害対策について記入する項目に、3項目の記入ができるようにさせて頂いておりますので、センター館の災害対策だけでなく、広く一般の考え方を記入できるように修正させていただきます。

- ありがとうございます。

辻野部長 では、こちらも修正したものを、先ほどのものと同じようにお送りさせて頂いてご確認して頂くということにします。

- 先程の連携の所に繋がると思いますが、収支計画のところは、これは全館分の計画ですか。中央だけではなく、分館にあたる場所も含んでということですか？全体で人数をこれぐらいでやりますというイメージですか？一施設だけだと分かり易いですが、複数あるので、どこに何人とかまで考えた方がいいですか？その辺はどのような計画の見方をしたらいいのでしょうか？
現在の内容では、審査をするにあたって、記入された内容が効率的に審査できるかどうかという事が分かりにくい気がします。それが組織内連携にも繋がるのかなと思います。人が少ないのも当然いけないと思うし、多すぎるということはおそらくないと思いますが。その辺を工夫しているところが計画の中で見えるかどうかについて、現在の内容では、はっきりとは分からないのかなと思います。

高橋係長 収支の各期でいうと、全館になりますが、事業や職員配置計画とも絡んできますので、これらが、全館分トータルでの記載だと分かりにくいかもしれません。

- 総額で全額が記載されていても、例えば、計画において、仮に何パーセントずつ減っていくっていうのが記入されてても、これで正しいのかどうか分かりづらいです。連携と絡めるのであればそういう所も含んで記載があると、単純に数字が減っていけばいいということではないと思います。
- 少し関連してですが、当然11ページの項目26の資金計画において、事業計画との整合性があり、実現が見込めるものとなっているかと記入されていますが、応募される団体は想定していると思いますが、この項目26資金計画と項目16事業計画の関連性については、募集要項の73ページの資金計画の様式に説明が書いてあるということもないので、その関連性について、少し記載して頂くことは可能でしょうか？

岡係長 事業計画と資金計画については、当然、関連しますので、そのあたりの整合性の部分については、確認が必要だと思います。事業計画と資金計画との整合性を図りながら記載することは可能だと思います。資金計画、収支見通しの部分についても、確かに本館、分館で拠点がある意味違う訳ですから、その辺りの人員配

置に関してや、どういう考え方なのかというのを、自由記載欄にはなりますが、その辺りの観点を盛り込んで記載してもらうような形も可能かですね。その辺どうでしょうか？

高橋係長 はい、様式21で職員の配置計画そのものは別途あるのではないかと考えています。収支自体は、創意工夫の中で一体的にやることによって、収支が逆に見える部分もあると思いますので、各館だけの事ではなくて、収支自体は全体で見ていく中で、様式21の職員配置であったり、事業計画との連携の様な事を、それを収支見通しの所を書いて頂くのがいいのか、違うところを書いて頂くのがいいのかというのはあると思いますが、様式の中で今、言っていた辺りを考慮した書き方が出来るような、そういう観点を盛り込みます。

辻野部長 先ほどと同様にこちらからこういう案でというものを送らせていただきます。

- 研究費の審査であっても、要するに、計画と資金というものがセットになって、この事業が上手くいくのかというのはそれを見るという形になるかと思しますので、そこは関連して書かれているところもそれについて評価がしやすいと思います。

高橋係長 今の3点ですね、事業計画と職員配置と資金計画、これを一体的にまとめていくとすると、私は実は創意工夫の部分を重要視して見ていきたいなと思っています。単なるハード面の管理だけではなくて、事業面の連携であったりなど創意工夫の観点を重視した係数も設定しているところですが、様式21職員配置とか26資金計画の係数も上げるとより重要度も上がると思います。今、職員配置と資金計画については1とさせて頂いていますが、その辺りいかがですか？

- この事業をやる事に対して、人員配置や資金計画との関連性が高く、逆に言えばそこが一番重要なところですので、係数から2にして頂くということをやれば、よりその項目に関しての評価が重要になるという点でいいのではないかと思います。皆様はいかがですか？

- 異議なし。

岡係長 項目21職員の配置計画を係数1から2に修正させて頂きま

す。併せて、項目27資金収支見通しについても1から2の方に修正をさせていただきます。

○ 項目27よりも項目26の方がよろしいのではないのでしょうか？

岡 係 長 はい、では項目26の資金計画を係数1から2へ変更させていただきます。

大 束 委 員 その他に何かございますでしょうか？予定している時間が過ぎております。それでは他に意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。

この案件の取扱いについて、了承いただけますでしょうか。

それでは、この案件につきましては、本委員会として、議論した結果を反映した形で取り扱って頂くようお願いしたいと思います。

所管課におかれましては、今回の審議結果を十分に踏まえ、募集要項を作成いただくようお願いいたします。

本日の審議は以上で終了でございます。皆様のご協力を得まして、審議を進めることができました。ありがとうございました。

それでは事務局お願いします。

辻 野 部 長 委員の皆様ありがとうございました。

本日の審議内容を踏まえまして、意見を反映した募集要項が出来次第、送付しますので、ご確認願います。

確認を踏まえたうえで公募を実施させていただきます。

また、本委員会の今後の予定でございますが、団体から申請書類の提出後、事務局で書類を整理させていただいた上で、皆様に審査書類を送付させていただくこととなります。なお、送付の時期については、12月中旬から下旬頃を予定しております。

その際、皆様の審査結果を提出いただくこととなります。例年タイトなスケジュールになることが多く、委員の皆様には、ご多忙な中大変恐縮ですが、ご協力お願いいたします。

その後、12月末日までに頃に第2回選定委員会第2部会を開催し、指定候補者を選定していただく予定としております。

ただし、競合の有無、応募団体の数などによって、スケジュールがよりタイトになることも考えられます。場合によっ

ては、さらに委員会を開催する必要もありますので、大変恐れ入りますが、御協力の程、よろしくお願い致します。

それでは、これをもちまして第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会第2部会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

11時20分 終了